

葉山町と株式会社TBMとの連携と協力に関する包括協定

葉山町（以下「甲」という。）と株式会社TBM（以下「乙」という。）は、甲がごみの資源化・減量化による循環型のまちづくりを目指し「はやまクリーンプログラム」に基づき推進するマイクロプラスチック問題への取組みについて、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、葉山町における地域のニーズに適切に対応し、プラスチック問題による環境負荷の低減を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）プラスチックの代替素材として、乙が開発、製造、販売を行う石灰石を主成分とした新素材 LIMEX（以下「LIMEX」という。）の活用に関すること
- （2）LIMEXの使用後の回収方法に関すること
- （3）プラスチックの代替素材として、乙が開発、製造、販売を行う植物由来かつ生分解性のある新素材 Plaxの活用に関すること
- （4）その他甲及び乙により本協定の目的の達成のために必要と認められること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、他の地方自治体や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協

議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月30日

甲 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
葉山町長

山梨 崇 印
三浦郡葉山町長之印

乙 東京都中央区銀座2-7-17
株式会社TBM

尾木 隆之 印
株式会社TBM